

始良市において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減の為に、希望する市民に安定ヨウ素剤の事前配布をすることについての意見書

東日本大震災後の福島第一原発事故により高濃度の放射性物質が広範囲に拡散されましたが、安定ヨウ素剤が住民に行きわたっていない事例がありました。現在、鹿児島県では川内原発5キロ圏内P A Zでは安定ヨウ素剤の事前配布が行われていますがU P Zでは事前配布されていません。福島第一原発事故の例を踏まえると放射性物質の飛散は5キロ、また30キロと限定されるものではありません。始良市は川内原発からおよそ50キロにすべての地域が含まれます。即時に安定ヨウ素剤を服用しなければならない原子力災害の場合、住民に速やかに安定ヨウ素剤を配布することが困難であると考えられることから、事前配布することが市民の命と健康を守る効果的な方法です。

以上のことから鹿児島県知事に対し下記の事項について強く求めます。

記

鹿児島県の「原子力安全・避難計画等防災専門委員会」において安定ヨウ素剤の事前配布について協議し事前配布計画を策定し、U P Zを含んだ自治体である始良市の希望者に対して速やかに安定ヨウ素剤を事前配布すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年 3月24日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 三反園 訓 殿